

調布市

商工会報

令和3年2月1日発行  
発行：調布市商工会  
〒182-0026  
東京都調布市小島町2-36-21  
TEL.042-485-2214 FAX 042-485-9951  
編集：広報委員会  
URL: <https://www.chofusci.com/>

お

も

な

記

事

- P1●確定申告・青色申告特別控除について  
P2●確定申告その他の改正点  
e-TAXでの提出方法について  
P3●新型コロナマル経融資制度・その他支援  
P4●営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金  
セミナー・相談会のご案内他

今年も所得税及び復興特別所得税・消費税(個人)の申告の季節になりました。商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方向けに決算と確定申告の指導会を開催しております。所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月16日(火)から3月15日(月)まで、消費税(個人)は3月31日(水)までとなっております。どうぞお気軽にご利用下さい。(無料)

所得税  
復興特別所得税  
消費税  
決算確定申告  
ご相談は商工会へ！

所得税及び復興特別所得税・消費税 決算・確定申告指導会

開催日／**2月16日(火)～3月15日(月)**  
受付／午前10時～11時30分 午後1時～3時30分  
※上記期間は税理士による個別相談を実施しております。

**夜間指導会** 開催日／**3月3日(水)・4日(木)** 受付／午後6時～午後7時30分  
(夜間外出自粛の要請があった場合変更となる場合があります。)

調布市商工会では、感染予防対策として時差出勤・在宅勤務を行っています。  
尚、相談対応は原則  
**「予約制」**としております。ご理解ご協力をお願い致します。

令和2年分の所得税確定申告から

65万円の青色申告特別控除の適用条件が変わります。

平成30年度の税制改正により、個人の方の所得税について  
①**青色申告特別控除額**が変わります。(現行 **65万円**⇒改正後 **55万円**)  
②**基礎控除額**が変わります。(現行 **38万円**⇒改正後 **48万円**)  
③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて  
**e-Taxによる申告(電子申告)**又は**電子帳簿保存**を行うと、  
**引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)**が受けられます。

| 改正前(令和元年分申告まで) |      |       |                                                       |      |
|----------------|------|-------|-------------------------------------------------------|------|
| 控除額            |      |       | 要件                                                    |      |
| 青色控除           | 基礎控除 | 合計    | 記載方法                                                  | 申告方法 |
| 65万円           | 38万円 | 103万円 | (1)正規の簿記の原則で記帳(複式簿記)<br>(2)貸借対照表と損益計算書を添付<br>(3)期限内申告 |      |
| 10万円           | 38万円 | 48万円  | 簡易な記帳                                                 |      |

| 改正後(令和2年分申告以後) |      |       |                                                                |      |
|----------------|------|-------|----------------------------------------------------------------|------|
| 控除額            |      |       | 要件                                                             |      |
| 青色控除           | 基礎控除 | 合計    | 記載方法                                                           | 申告方法 |
| 65万円           | 48万円 | 113万円 | 【改正前の「65万円控除」の要件】<br>+<br><b>e-Taxによる電子申告</b> 又は <b>電子帳簿保存</b> |      |
| 55万円           | 48万円 | 103万円 | 【改正前の「65万円控除」の要件】                                              |      |
| 10万円           | 48万円 | 58万円  | 【改正前の「10万円控除」の要件】                                              |      |

|          | 【改正前】   | 【変更点①②】 | 【変更点③】  |
|----------|---------|---------|---------|
| 青色申告特別控除 | 65万円    | 55万円    | 65万円    |
| 基礎控除     | 38万円    | 48万円    | 48万円    |
|          | 合計103万円 |         | 合計113万円 |

- 10万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様となります。  
○ 令和2年分以降、65万円控除を受けるための要件の詳細は、裏面をご覧ください。

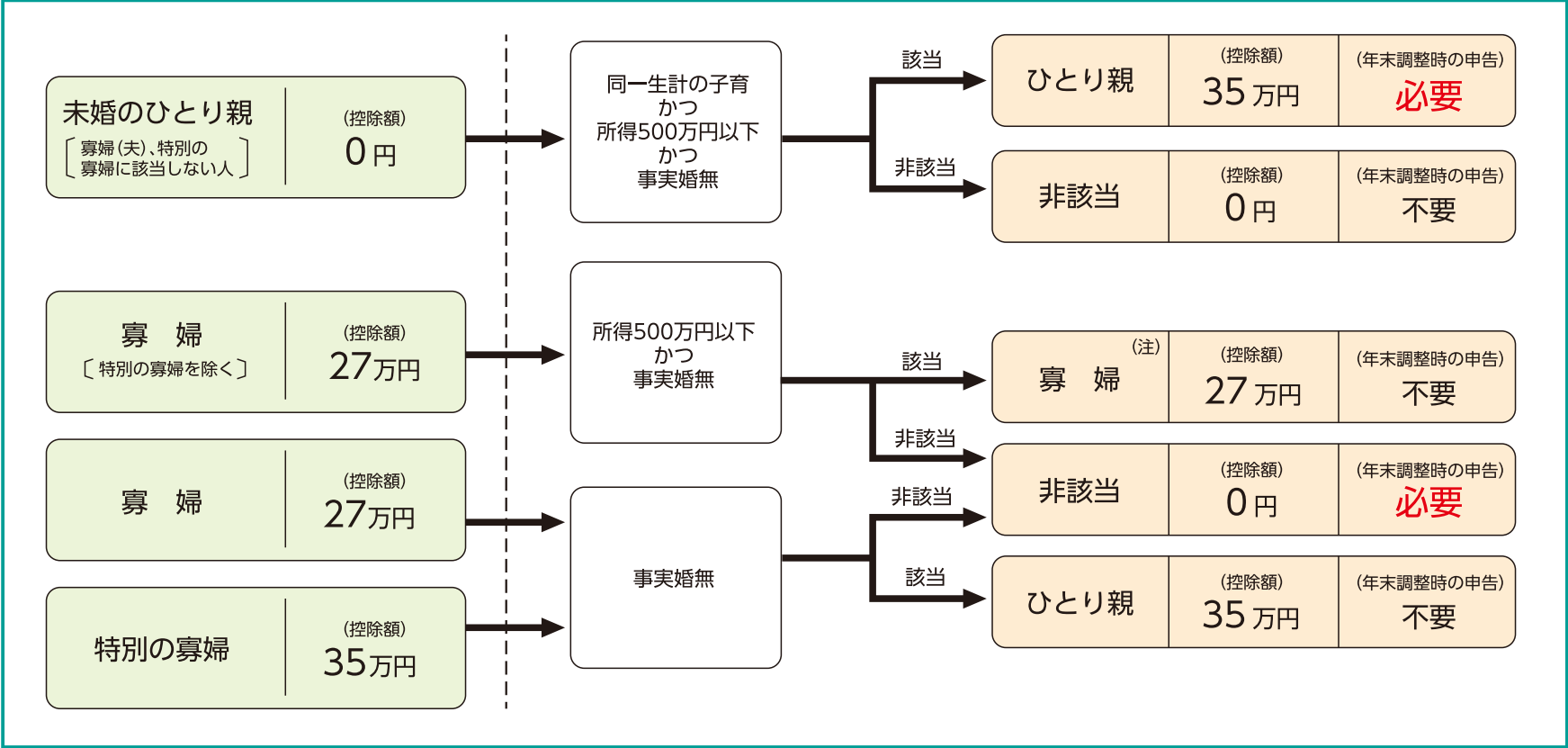
～確定申告に必要な書類～  
ご来会前に今一度ご確認ください！

- ☐ 決算書、確定申告書用紙一式(税務署から郵送されたもの)
- ☐ 令和2年分各帳簿、月別集計表、棚卸表
- ☐ 令和元年分決算・確定申告書類の控え、集計表
- ☐ 社会保険料の支払額(国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等)
- ☐ 小規模企業共済掛金控除証明書
- ☐ 生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用・介護保険用)
- ☐ 地震保険料控除証明書
- ☐ 事業収入以外に収入がある場合の関係書類(給与所得・公的年金等の源泉徴収票・株式譲渡関係他)
- ☐ 配偶者の所得がわかるもの(源泉徴収票等、排風者控除等を受ける方)
- ☐ 医療費の明細書(医療費控除を受ける方)
- ☐ 特定寄付金の領収書等(寄付金控除等を受ける方)
- ☐ 住宅取得控除等の明細書(住宅借入金等特別控除を受ける方)
- ☐ 印鑑・電卓など
- ☐ 顔写真付きマイナンバーカード(e-TAXで提出される方)又は両面印刷(紙で提出される方)通知カードと身元確認書類の印刷
- ☐ 令和2年度に受給した各種給付金・協力金等の振込通知ハガキ(持続化給付金・家賃支援給付金・東京都感染拡大防止協力金等)

決算確定申告指導会に  
お越しの方へのお願い

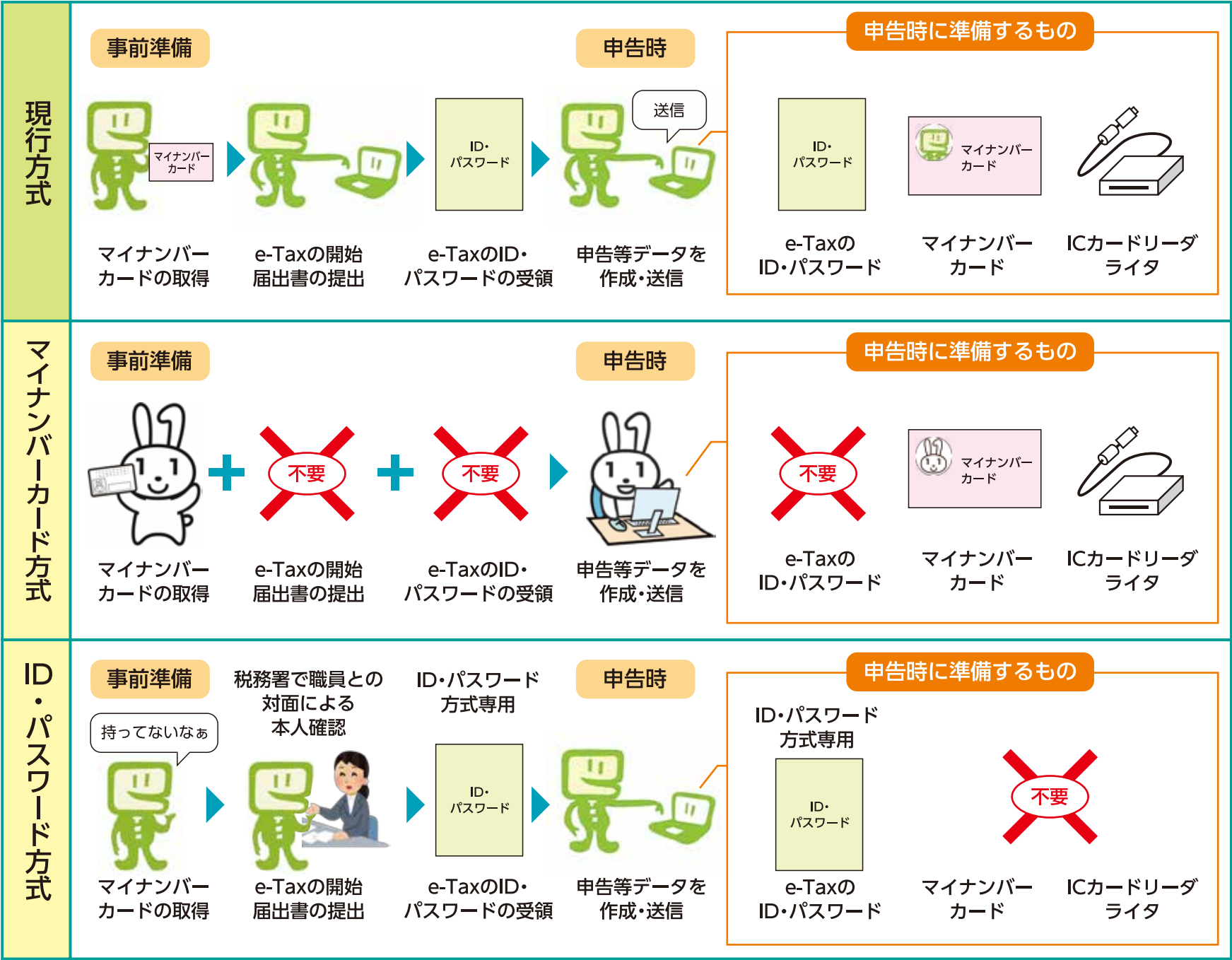
- 新型コロナウイルス感染症対策の為、今回の確定申告指導会につきましては『事前予約制』を取らせていただきます。予約なしでご来会された際に、お待ちいただく場合もございます。予めご了承くださいませようお願いします。
- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自身で記入できることは事前にご記入の上ご来会ください。
- 申告期限間際は大変込み合うことが予想されます。お早めに申告指導会へご予約の上ご来会ください。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用ください。

# ひとり親控除の新設及び判断フローチャート図



## e-Taxでの提出方法について

※青色申告特別控除額65万円となります!!



上記以外にもマイナポータルと連携した提出方法もあります

# 新型コロナマル経融資制度 ～ご利用実績が前年の約3倍となりました～

## ★担保不要! 保証人不要! 低金利! 資金繰りは商工会へ

|      |                                                                                                              |          |                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------|
| 制度概要 | 商工会の推薦により日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度                                                                           | 融資限度額    | 別枠1,000万円                                          |
| 対象者  | 最近1か月の売上高又は過去6か月(最近1か月を含む。)の平均売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少又はこれと同様の状況にある小規模事業者。対象者にその他要件がありますので詳しくは、商工会へお問い合わせ下さい | 金利       | 経営改善利率1.21%(R2.5.1時点)より当初3年間は▲0.9%引き下げ。0.31%となります。 |
| 資金使途 | 運転資金・設備資金                                                                                                    | 特別利子補給制度 | 借入当初3年間となります。(国が別途実施)※一定要件があります。                   |
| 返済期間 | 最長7年間(据置 運転3年以内・設備4年以内)                                                                                      |          |                                                    |

事業の再構築に  
挑戦する皆様へ

## 企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

- 対象
- 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します!
- ① 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
  - ② 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
  - ③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

**通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3**

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。  
この他にも例外があります。お問い合わせください。

**令和2年度3次補正予算案において実施予定**  
(上記予算案成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。)

詳しくは  
こちら



販路開拓を  
目指す皆様へ

## ブランド力を高めたい 商品を宣伝したい HPを開設したい 持続化補助金をご活用ください!



### 持続化補助金

(小規模事業者持続的発展支援事業)  
小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額

**一般型：上限50万円** ※特例事業者:50万円上乗せ(一般型のみ) ※共同申請可能  
**低感染リスク型ビジネス枠：上限100万円**  
※ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費の一部を支援。

補助率

**一般型：2/3** ※事業再開枠:定額(一般型のみ) ※特例事業者上乗せ:2/3または定額(一般型のみ)  
**低感染リスク型ビジネス枠：3/4** ※感染防止対策費は補助対象経費のうち1/4

補助対象

**一般型：店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など**  
**低感染リスク型ビジネス枠：オンライン化の為のツール・システムの導入、ECサイト構築費など**

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件とします(低感染リスク型ビジネス枠を除く)。

**令和元年度補正予算、令和2年度第2次補正予算及び  
令和2年度第3次補正予算案(予算成立が前提)で中小機構に措置**

詳しくは  
こちら

中小機構



全国商工会連合会





# 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(12/18～1/11実施分)の一部変更について新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令され、営業時間短縮が強化されることに伴い、12/18～1/11実施分の協力金の取り扱いについて一部変更されます。

### 変更内容

#### (1)要請期間

当初：令和2年12月18日から令和3年1月11日まで(25日間)  
変更後：令和2年12月18日から令和3年1月7日まで(21日間)

#### (2)支給額

当初：一事業者当たり、一律100万円  
変更後：一事業者当たり、一律84万円

### 申請受付開始

令和3年1月26日(火曜)午後2時00分～令和3年2月26日(金)

### 申請書類

8月・9月・11/18～12/17実施分において支給決定された店舗について、今回も申請がある場合は、一部の審査は既に完了しているため、提出書類を簡略化されます。  
ただし、簡略化される申請においても、飲食店営業を行っている店舗については、全て飲食店営業許可書(写)の提出をお願いする予定です。  
なお、今回初めて申請する方に関しては以下の書類をご準備下さい。  
①協力金申請書(法人の場合は、「法人番号」) ②営業実態が確認できる書類 ③飲食店営業許可証(写し)など ④酒類の提供を行っていたことがわかる書類(飲食店のみ) ⑤営業時間短縮(又は飲食店における酒類の終日提供中止)の状況が確認できる書類 ⑥感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に提示している写真 ⑦誓約書 ⑧本人確認書類(写し) ⑨口座振替依頼書



商工会にも申請書類のご案内があります。  
お問い合わせください。

### 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)について

#### 支給額：

1店舗当たり186万円(1/8～2/7までの31日間協力した場合)営業時間短縮に向けて準備が必要な場合、1/12～2/7(27日間)まで全面的に協力した場合、1店舗当たり162万円。1/22～2/7(17日間)まで全面的に協力した場合、1店舗あたり102万円。

#### 対象要件：

- 「東京都における緊急事態措置等」により、営業時間短縮の要請を受けた都内全域の中小企業、個人事業主が運営する飲食店等
- 夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供は11時から19時までとすること
- 対象期間において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと
- ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示して頂くこと

#### 申請受付：

- 令和2年12月18日からの営業時間短縮要請に係る協力金とは、別途申請を受け付ける予定です。
- ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表されます。

#### その他：

申請書類は令和3年2月中旬以降にホームページにて公開を予定しています。申請に必要な添付書類などの詳細についても、決定次第、ホームページにてお知らせいたします。

## 司法書士による無料相談会

～毎月第4水曜日 開催中(要予約)～  
次回 2月24日(水)15:00～17:00

(相談時間は60分を限度とします)

- 会場 調布市商工会館  
講師 東京司法書士会  
調布支部所属司法書士  
内容 登記・少額訴訟  
会社設立その他  
対象 調布市内で事業を営んでいる方(創業予定含む)  
※書類作成や実際の登記の手続きはいたしません。



## 社会保険労務士による無料相談会

～毎月第2水曜日 開催中(要予約)～  
次回 3月10日(水)10:00～12:00

(相談時間は50分を限度とします  
午前10時～・午前11時～ 各回先着2組まで)

- 会場 調布市商工会館  
講師 東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属社会保険労務士(総務・人事サポート調布)  
内容 就業規則作成のしかた、人事に関するトラブル  
社会保険・労働保険に関すること  
対象 調布市内で事業を営んでいる方(創業予定含む)  
※書類作成や手続きの代行はいたしません。



## 新人社員研修会開催

毎年恒例となっております『新人社員研修』を今年も開催いたします！  
人材育成コンサルタントとして大手企業での実績豊富な講師をお招きし、丁寧でわかりやすく説明します。内容は、『ビジネスマナーの基本』と『ビジネスコミュニケーション』に重点をおいた新入社員に欠かせないものです。是非、この研修を新人社員教育の場としてご活用下さい！

- 日時 令和3年4月14日(水)～16日(金)  
午前10時～午後4時  
会場 調布市商工会 3階 会議室  
講師 (株)サクセスロード経営研究所  
顧問コンサルタント  
岩瀬 有紀氏  
受講料 1万円(1名につき)



研修の様子

## 金融相談会(予約制)

～毎月第1水曜日 13:30～15:30～(次回 3月3日(水))

資金調達は、公的資金等でお早めに！

日本政策金融公庫・西武信用金庫・山梨中央銀行・多摩信用金庫の融資担当者による個別相談会です

※相談時間は1件につき30分を限度とします

#### 持参書類

- 個人事業の方は、直近2期分の所得税確定申告書・決算書、決算後6ヶ月経過の場合は試算表  
※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書
- 法人事業の方は、直近2期分の法人税確定申告書・決算報告書、決算後6ヶ月経過の場合は試算表  
※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書

Webでのご相談も随時受付しております。